9月は同和問題啓発強調月間です

同和問題とは・・・

日本固有の人権問題で、日本の歴史過程の中で生み出された差別が、未だに残っているという問題です。特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、日常生活の上で様々な差別を受けるということは、重大な人権侵害です。

では、同和問題について、どのような問題が起きているのでしょうか？

【同和問題に関し、どのような問題が起きているか】

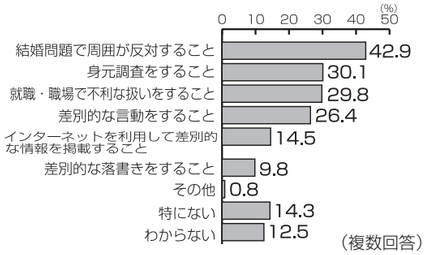

※内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成19年）より

《結婚問題》

「人権擁護に関する世論調査（平成19年度内閣府）」の結果から、一番多かったのが「結婚問題で周囲が反対すること42.9%」でした。出身地を理由に結婚を反対され、2人の思いが遂げられないといった問題が起こっています。また、普段、差別意識がない人でも、自分の身内のこととなれば正しい判断ができなくなることがあります。

《身元調査・就職採用問題》

次に多いのが「身元調査をすること　30.1%」でした。行政書士による戸籍謄本等の不正取得が発覚しています。また、結婚、不動産の売買、企業の採用選考等に関わって、同和地区の所在地を問い合わせるという事件が報告されています。

続いて、「就職・職場で不利な扱いをすること29.8%」となっています。部落地名総監事件が発覚して30年が経ちますが、今なお新たな形で同様のリストが発見されています。

《差別表現について》

「差別的な言動をすること26.4%」、「インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること14.5%」、「差別的な落書きをすること9.8%」も大きな割合を占めています。特に最近ではインターネットを利用して、同和問題にかかわる悪質な差別落書き行為が増えています。特定の個人を誹謗中傷することは「名誉毀損」、個人情報を流すことは「プライバシーの侵害」にあたります。

では、どのように同和問題は伝えられたのでしょうか？

【同和問題を知ったきっかけ】

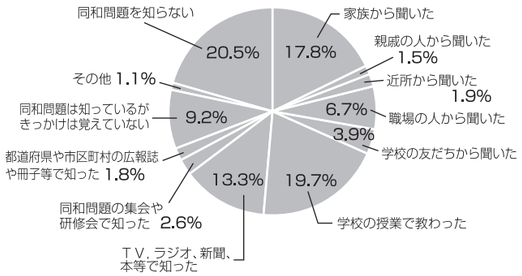

※内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成19年）より

同和問題を知ったきっかけについて、家族、親戚、近所、職場の人、学校の友達から聞いた人の合計が3割を占めています。また、同和問題を知らない人が2割。特に20歳代では3割以上が知らない状況と大きな割合を占めています。

《同和問題の解決に向けて》

同和問題については「寝た子を起こすな」と言った意見もありますが、数世紀も前に生み出された差別が現在においても未だに残るのは、長い間、誤った知識や偏見が伝えられてきたからといえます。生まれた場所や住んでいるところで人を判断することは絶対にあってはなりません。同和問題を正しく理解し、行動できるよう、一人ひとりの課題として取り組むことが大切です。

《えせ同和行為が発生しています！》

同和問題を口実に、会社や個人に対し、高額な図書（数万円）などの購入を強要するといった不当な行為が高島市でも発生しています。「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、差別意識や偏見を助長し、新たな差別を生み出す原因となっています。

〈不当な要求を受けた時は〉

- あいまいな返事はせずに、き然とした態度で断固拒否する。
- 一人で対応せず、複数で対応する。
- 具体的な要求を受けた時は、警察、法務局、市役所へ相談する。
- もし、断ったにもかかわらず図書が送られたときは、受取拒否として返送する。

☆その他、詳細については、人権施策課へお問合せください。

問人権施策課　☎(25) 8524

地デジ準備お済ですか

アナログ放送終了まで、1年を切りました。平成23年6月末には、通常のテレビ放送は終了します。平成23年7月1日から放送終了のお知らせ画面を表示し、平成23年7月24日正午に全てのアナログ放送を終了します。それまでに、地上デジタル放送を視聴するための準備をしておく必要があります。まだ準備していない受信者の方は、お早めに準備をお願いします。

◆地デジ準備「なにをすれば良いのか解らない方」相談会にお越しください！

≪地デジ無料相談会 開催時間≫

開催日	時間	会場
9月10日（金）	10時～16時	朽木支所
9月13日（月）	10時～16時	新旭公民館
9月14日（火）	10時～16時	今津支所
9月15日（水）	10時～16時	マキノ支所
9月16日（木）	10時～16時	安曇川公民館
9月17日（金）	10時～16時	高島公民館

問 滋賀県テレビ受信者支援センター（デジサポ滋賀）
☎ 077−503−0101

地デジを口実にした悪徳商法にご注意を！

テレビ調査や工事を口実に料金を不正に請求したり、総務省やテレビ局などの関係機関の職員をかたり、切り替え手数料などを架空請求する悪質な事例が発生しています。

デジタル放送への対応で総務省やテレビ局、それらの関係機関がお金を請求することは一切ありません。

このような請求を受けたときは、すぐに支払わず、下記にご相談ください。

- 近畿総合通信局　☎06 (6942) 0820
- 高島警察署　☎(22) 0110
- 高島市生活相談課　☎(25) 8125

協働型地域づくりのアイデアを募集します

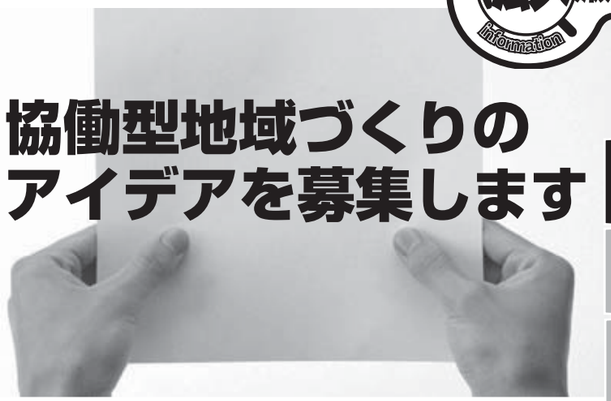

高島市協働事業提案制度は、地域の諸課題やニーズを解決に導く協働型の地域づくりを行うためのアイデアを、市民、地域団体、NPOおよび企業等の多様な主体から募集し、行政と提案した団体等が連携、協力することによって事業化していくための新しい仕組みです。

提案を求める分野は、特に制限はありません。また、新たな事業提案だけでなく、市が既に実施している事業に関連する提案も可能です。

●募集する提案事業

平成23年度に実施する事業で、次のうちいずれかの方法で事業提案を行ってください。

①市民提案（創造型）
自由な発想でテーマを設定し、提案してください。

②行政提案（応募型）
次のテーマの中から選択し、提案してください。
テーマ1　ごみ減量大作戦
テーマ2　地域資源を活用した体験型観光の推進「五感で感じる高島の魅力　新しい資源」
テーマ3　心と体　いきいき健康づくり

●募集期間
9月1日（水）～10月8日（金）

●提案制度説明会
▼日　時　9月22日（水）13時30分～
▼場　所　新旭公民館　4階多目的ホール

●その他
詳しくは、市役所市民活動支援課にお問い合わせいただくか、本庁および各支所に設置する募集要項、または市のホームページをご覧ください。

問市民活動支援課
☎(25) 8522